



市 章

大津市公報

令 和 4 年 9 月 15 日
第 8 2 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示	
243	指定納付受託者の指定について…………… 1
244	地域再生法第13条の2の課税の特例の適用がある寄附金の収納事務の委託について…………… 2
245	自動車臨時運行許可番号標の失効について…………… 2
246	生活保護法による指定医療機関の指定について…………… 2
247	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定等について…………… 2
248	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定について…………… 3
249	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定等について…………… 3
250	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 3
251	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出について…………… 4
252	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退について…………… 4
253	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について…………… 4
254	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について…………… 4
255	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について…………… 5
256	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について…………… 5
257	肝炎ウイルス検診等に係る手数料の徴収事務の委託について…………… 5
○ 公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 5
	位置指定道路の一部廃止公告…………… 6
	農用地利用集積計画公告…………… 6
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 6
○ 消 防 局 訓 令	
9	大津市消防署の組織に関する規程の一部改正…………… 7
10	大津市消防職員服務規程の一部改正…………… 7

告 示

大津市告示第243号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 J T B 東京都品川区東品川二丁目3番11号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和4年9月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和4年9月20日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2の課税の特例の適用があるものに限る。）

大津市告示第244号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2の課税の特例の適用があるものに限る。）の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 委託の相手方
株式会社 J T B 東京都品川区東品川二丁目3番11号
- 2 委託期間 令和4年9月20日から令和5年3月31日まで

大津市告示第245号

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効した。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

自動車臨時運行 許可番号標番号	許可年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	失効年月日
滋賀13-04 (大津)	令和4年 8月15日	大津市弥生町7番17-105号 渡邊 佑樹	令和4年 9月5日

大津市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	指定年月日
にしだ内科・消化器科クリニック	大津市馬場二丁目12番61号 Z E Z E ヒルズ 2 F	令和4年8月1日
キリン堂薬局皇子山店	大津市大門通16番47号	令和4年8月1日

大津市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したもの及び医療扶助のための施術を担当する施術者のうち廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 新たに指定したもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者 者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
井出 香	大津市中央一丁目3番11号	令和4年6月15日
横谷 泰利	り・ふあいん際川鍼灸院 大津市際川三丁目16番5号	令和4年3月1日

- 2 廃止の届出があったもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	廃止年月日
横谷 泰利	り・ふあいん鍼灸院膳所分院 大津市馬場一丁目11番2号森田ビル1F	令和4年2月28日
横谷 泰利	り・ふあいん整骨院 大津市馬場一丁目11番2号森田ビル1F	令和4年2月28日

大津市告示第248号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	指定年月日
キリン堂薬局皇子山店	大津市大門通16番47号	令和4年8月1日

大津市告示第249号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものと及び医療支援給付のための施術を担当する施術者のうち廃止の届出があつたものについて、次のとおり告示する。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新たに指定したもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
井出 香	大津市中央一丁目3番11号	令和4年6月15日
横谷 泰利	り・ふあいん際川鍼灸院 大津市際川三丁目16番5号	令和4年3月1日

2 廃止の届出があつたもの

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	廃止年月日
横谷 泰利	り・ふあいん鍼灸院膳所分院 大津市馬場一丁目11番2号森田ビル1F	令和4年2月28日
横谷 泰利	り・ふあいん整骨院 大津市馬場一丁目11番2号森田ビル1F	令和4年2月28日

大津市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
--------	---------	--------	------------	-------------	-------	-------

わおん E1 Sol	大津市下阪本六 丁目21番30号	株式会社和来堂	京都市中京区河 原町通二条下ル 一之船入町376 番地CLOTTO ビル4F	共同生活 援助	令和4年 9月1日	2520100401
---------------	---------------------	---------	--	------------	--------------	------------

大津市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーション 彩	大津市今堅田二丁目9番 2-305号	育成医療及び更生医療	訪問看護	令和4年10月1日

大津市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから辞退の申出があった。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	辞退年月日
クスリのアオキ際川薬 局	大津市際川四丁目10番31 号	育成医療及び更生医療	薬局	令和4年8月21日

大津市告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
訪問介護事業所陽 気の里 陽～ひな た～	大津市苗鹿二丁目 28番47号	株式会社田中建工 代表取締役 福井 実 男	訪問介護	令和4年 9月1日	2570106001

大津市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	介 護 保 険 事業所番号	廃 止 年月日
SAKS介護事業 所	大津市長等三丁目 2番25号プレアー ル浜大津5D	株式会社SAKS 代表取締役 金須 康 成	訪問介護	2570104659	令和4年 9月30日

リーガルヘルスケア瀬田	大津市大將軍二丁目1番17号	株式会社西日本ヘルスケア 代表取締役 黒木 悦子	訪問介護	2570105649	令和4年9月30日
-------------	----------------	-----------------------------	------	------------	-----------

大津市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。
令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
ケアプランセンターひまわり	大津市大石東三丁目8番12号	合同会社ラック 代表社員 坂口 美幸	居宅介護支援	令和4年9月1日	2570105995

大津市告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。
令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介 護 保 険 事業所番号	廃 止 年月日
まほろば居宅介護支援事業所	大津市大將軍一丁目3番11号ベルシヤトーむらじ101	合同会社オフィスワン 代表社員 林 正義	居宅介護支援	2570103610	令和4年9月30日

大津市告示第257号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく検診等に係る手数料の徴収事務を次のものに委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和4年9月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、胃がん検診（胃内視鏡検査）及び大腸がん検診に係る手数料

医 療 機 関	代表者氏名	所 在 地
にしだ内科・消化器科クリニック	西田 吉宏	大津市馬場二丁目12番61号Z E Z Eヒルズ2階
にしやまスマイルクリニック	西山 敬三	大津市御殿浜23番11号

- 2 肺がん結核検診に係る手数料

医 療 機 関	代表者氏名	所 在 地
にしやまスマイルクリニック	西山 敬三	大津市御殿浜23番11号

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月29日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市桐生一丁目16番35号 長谷川 あずさ 草津市追分南七丁目1番11-303号 m i n i o n 長谷川 孝司	開発区域 大津市桐生一丁目字北出198番1 開発行為に関する工事の区域 大津市桐生一丁目字北出198番2の一部	開発区域 257.77㎡ 開発行為に関する工事の区域 3.09㎡	令和4年 8月25日	第1629号

(令和4年8月29日揭示済)

位置指定道路の一部廃止公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定によりその位置を指定した次の道路の一部を廃止した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和4年8月30日

大津市長 佐 藤 健 司

指定年月日及び指定番号	廃止する道路の部分の地名・地番	指定時の申請人の住所・氏名	一部廃止後の道路延長(メートル)	一部廃止後の幅員(メートル)	本数	台帳番号
昭和48年6月1日第48-3号	大津市下阪本一丁目字蟹川839番8	大津市下阪本町535番地の3 山本 三郎	42.54(指定時53.40)	4.35~6.66(指定時4.35~11.30(11.30のうち4.64を廃止))	1	第504-7号

(令和4年8月30日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年9月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和4年9月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月5日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
京都市山科区四ノ宮神田町29番地 エンドレス不動産販売株式会社	開発区域 大津市大江三丁目字八斗釜1983番2 開発行為に関する工事の区域	開発区域 1,257.58㎡ 開発行為に関する工事の区域	令和4年 9月2日	第1630号

代表取締役 近藤 卓司	大津市大江三丁目字八斗釜 1984番8の一部	86.54㎡		
-------------	---------------------------	--------	--	--

(令和4年9月5日揭示済)

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第9号

大津市消防署の組織に関する規程（昭和44年消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月15日

大津市消防局長 山 川 真 也

「大津市北消防署

「大津市北消防

第2条第1項中 消防第1課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係 を 消防第1課
消防第2課 庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係」 消防第2課

署

庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係 救助係 に改める。

庶務係 安全指導係 予防係 指揮係 消防係 救急係 救助係」

第6条第2項中 「大津市中消防署本宮救急出張所 大津市本宮二丁目9番9号 を「大津市南消防署南郷出
大津市南消防署南郷出張所 大津市南郷一丁目11番1号 」

張所 大津市南郷一丁目11番1号」に改める。

第7条第6項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条第3項中「大津市中消防署本宮救急出張所及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

大津市消防局訓令第10号

大津市消防職員服務規程（昭和47年消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月15日

大津市消防局長 山 川 真 也

別記様式中

「	<table border="1"> <tr> <td>中消防署本宮救急出張所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 消 防 署</td> <td></td> </tr> </table>	中消防署本宮救急出張所		南 消 防 署		を	「	<table border="1"> <tr> <td>南 消 防 署</td> <td></td> </tr> </table>	南 消 防 署		」
中消防署本宮救急出張所											
南 消 防 署											
南 消 防 署											

」	に改める。
---	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。